

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会
分科会（第1回）



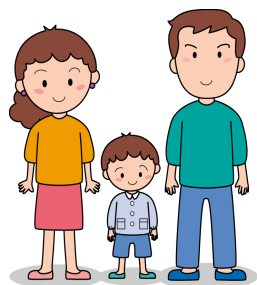
日時 平成24年7月4日(水)18時30分～
場所 中央児童相談所 2階 会議室

目次

- 平成11年度以降の療育福祉センター（相談通園部）
の振り返りと今後のあるべき姿 1
- 中央児童相談所組織機構図（新体制案） 3
- 療育福祉センター及び中央児童相談所での
相談の流れ 4
- 参考資料 7

○ 県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会分科会運営細則 ----- 16

○ 県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会分科会委員名簿 ----- 17



平成11年度以降の療育福祉センター(相談通園部)の振り返りと今後のあるべき姿

	現状と課題	改善の方法(たたき台)	今後のあるべき姿(たたき台)
相談を受けた後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○援助方針の組織的な決定が十分にされていない。 ○児童福祉司によるソーシャルワークが十分にされていない。 ○児童福祉司は、保護者負担金の決定や身体障害者更生相談所業務等もやっている。 ○心理職員は、心理判定業務のほか、医師のオーダーによる心理検査など、医療の補完的業務もやっている。 ○療育手帳等の判定業務が大半を占め、職員の専門性が十分に活かされていない。 ○保護者等からの直接相談は法改正や発達障害者支援センターの設立等に伴い減少し、関係機関に対する間接支援へと移行していった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとその家族への支援は、判定や調査等に基づき、組織として決定し、実行する仕組みを作る。 ○児童福祉司と児童心理司が、それぞれの専門性を活かし、役割分担をしながら、最適の支援策を示していける体制と環境を整える。 ○専門性を持った人材を育成していくために、計画的な研修や人員配置を行っていく。 ○相談窓口を一元化したうえで、手帳等の判定にとどまらず、必要な直接支援を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談受付から援助方針の決定・実行までの一連の対応手順が定められ、着実に実行されている。 ○子どもに関する相談は窓口を一元化したうえで、障害児とその家族への相談援助業務を専門として対応する体制が整備されている。 ○職員の専門性が向上し、障害のある子どもや家庭、市町村に対して、適切な相談援助等ができている。 ○児童福祉司によるソーシャルワークと児童心理司による心理診断等を基に援助方針を決定し、障害のある子どもと家族に最も効果的な支援が行われている。

相談を受けた後の対応

○在宅児童への継続的な支援が十分にできていない。

○措置児童は、アフターケアにより状況把握等を行っているが、契約児童は、入所時以降の関わりが少ない。

○一時保護所での対応が困難なケースは、施設への一時保護委託を行っている。

○相談援助に関わったケースは、施設入所や在宅のケースに関わらず、市町村とともに継続的に状況把握を行い、場合によっては関係機関の意見も聞きながら支援内容を確認していく。

○一時保護所は、障害の有無に関わらず、できる限り受け入れをし、適切な一時保護ができる設備と人員体制を整える。

○在宅のケース等は、巡回相談等を通じて状況把握と継続的な支援が行われている。

○入所児童の支援計画は、児童相談所と療育福祉センターだけではなく、場合によっては関係機関も連携して策定や見直しをしていく体制ができています。

○一時保護所は、可能な限り個室化することを含め、児童の心身の状況に応じて対応できる設備が整えられるとともに、児童に安心した生活を提供できる人員体制が整えられている。

	現状と課題	改善の方法(たたき台)	今後のあるべき姿(たたき台)
保護者への支援	<p>○障害のある子どもの親の会への支援は、会の立ち上げ当時に比べると、会自体の自立に伴って減少していき、現在関わりを持っているのは、言語障害児を持つ親の会のみとなっている。</p> <p>○相談のあった保護者に対しては、関係機関に関する情報提供を行っているが、相談通園部の支援内容等が保護者へ十分に周知されていない。</p>	<p>○親の会の活動状況等をできるだけ把握し、療育福祉センターと連携しながら、必要な情報提供を行い、要請等があれば、専門性を活かしたアドバイス等を行う。</p> <p>○親の会の活動状況や、市町村、福祉保健所及びサービス提供機関等の情報を収集し、障害のある子どもの保護者に必要な情報を提供する。</p> <p>○障害を受容し、早期療育につなげていくために、関係機関による連携した支援を行う。</p>	<p>○保護者の不安や悩みを軽減するために、地域の社会資源の情報や同じ悩みを抱える親で組織したグループ等の情報が提供できている。</p> <p>○保護者ができるだけ早く子どもの障害について受容し、早期療育につながるよう、医療機関や市町村の母子保健担当保健師等と連携した取り組みができている。</p>
市町村等への支援	<p>○市町村職員への研修は、療育手帳の申請事務等について、各圏域ごとに年1回の実施にとどまっている。</p> <p>○巡回相談によって、保育所への支援は行っているが、学校への支援が十分にできていない。</p> <p>○「地域自立支援協議会」や「要保護児童対策地域協議会」への参加は、要請があったときのみにとどまっている。</p>	<p>○市町村は保健師や保育士以外に専門職が少ないことから、障害特性やそれに応じた支援方法などについての研修を充実する。</p> <p>○市町村の専門性を補うためにも、巡回相談は可能な限り実施する。</p> <p>○市町村が行う障害児へのサービス調整等の会議に参加し、専門性を活かした助言等を行うことで市町村の支援力を強化する。</p>	<p>○困難事例についての助言や市町村職員研修の実施、あるいは研修生としての受け入れや人事交流を行い、市町村の相談窓口体制の強化に向けた支援ができている。</p> <p>○「地域自立支援協議会子ども支援部会」に参加し、子どもや家族への支援内容に関する適切な助言等と併せ、地域の実情を把握するなかで、必要な社会資源の整備についての専門性を活かした助言等もできている。</p>

療育福祉センターとの連携

○医療部門や発達支援部など、多くの機能を有しているが、発達障害のある子どもについては、発達支援部に直接相談に行くなど、各部門ごとの対応となり、その後の情報共有も十分ではない。

○児童相談所から療育福祉センターにつないだケースについては、定期的に状況確認を行うことをシステム化する。

○療育福祉センター医療部門や発達支援部と児童相談所が連携し、気になるケースについては、意見交換や支援を行っていく。

○支援体制が十分整っていない市町村に暮らす障害のある児童については、必要に応じて療育福祉センターと連携しながら直接支援を行う。

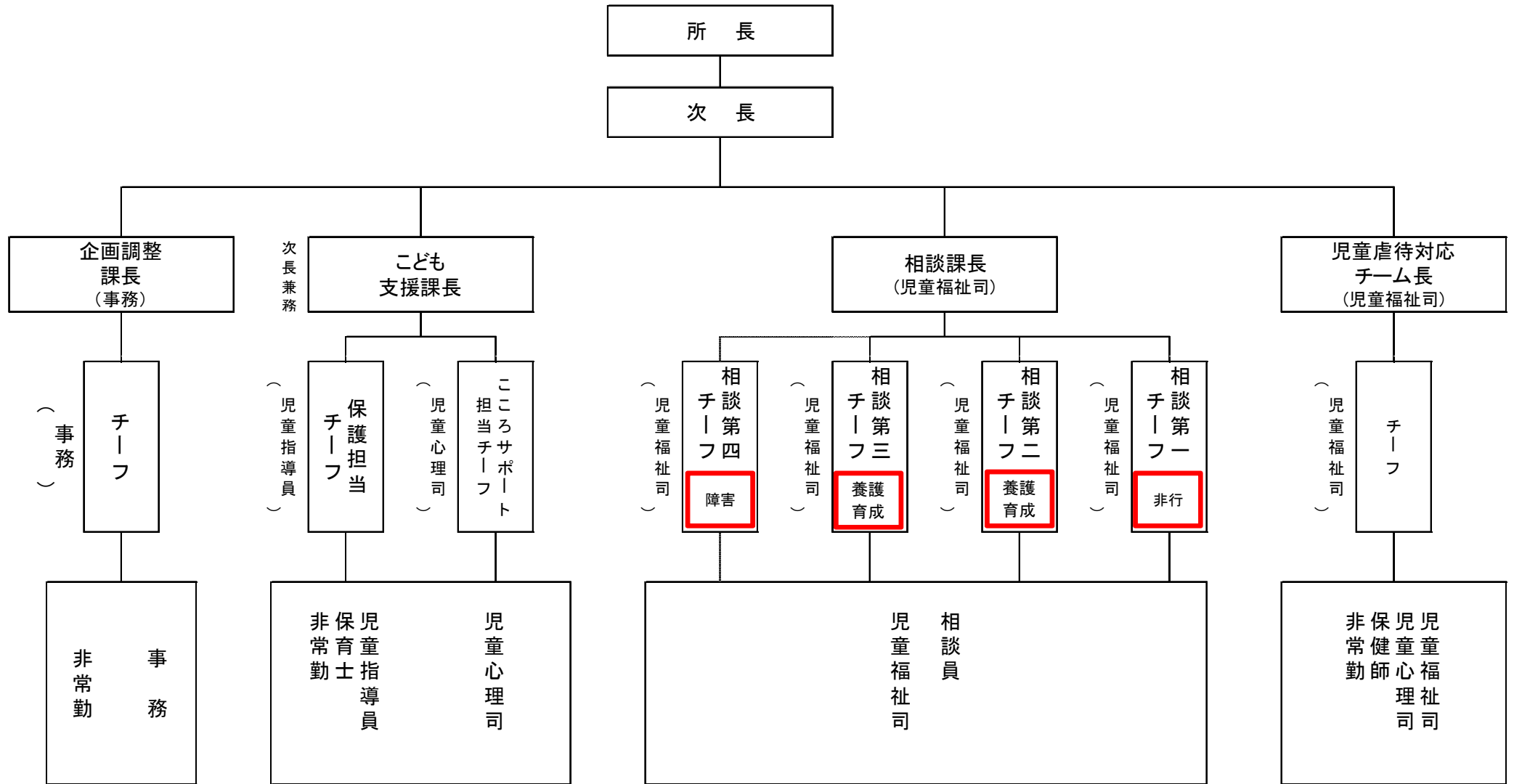
○相談対応のなかで、療育福祉センター、医療機関、サービス提供機関などの関係機関につないだケースについては、定期的な情報共有等を行い連携して支援が行われている。

○特に、療育福祉センターとは定期的にケース検討会を開催することで、最適な支援が行われている。

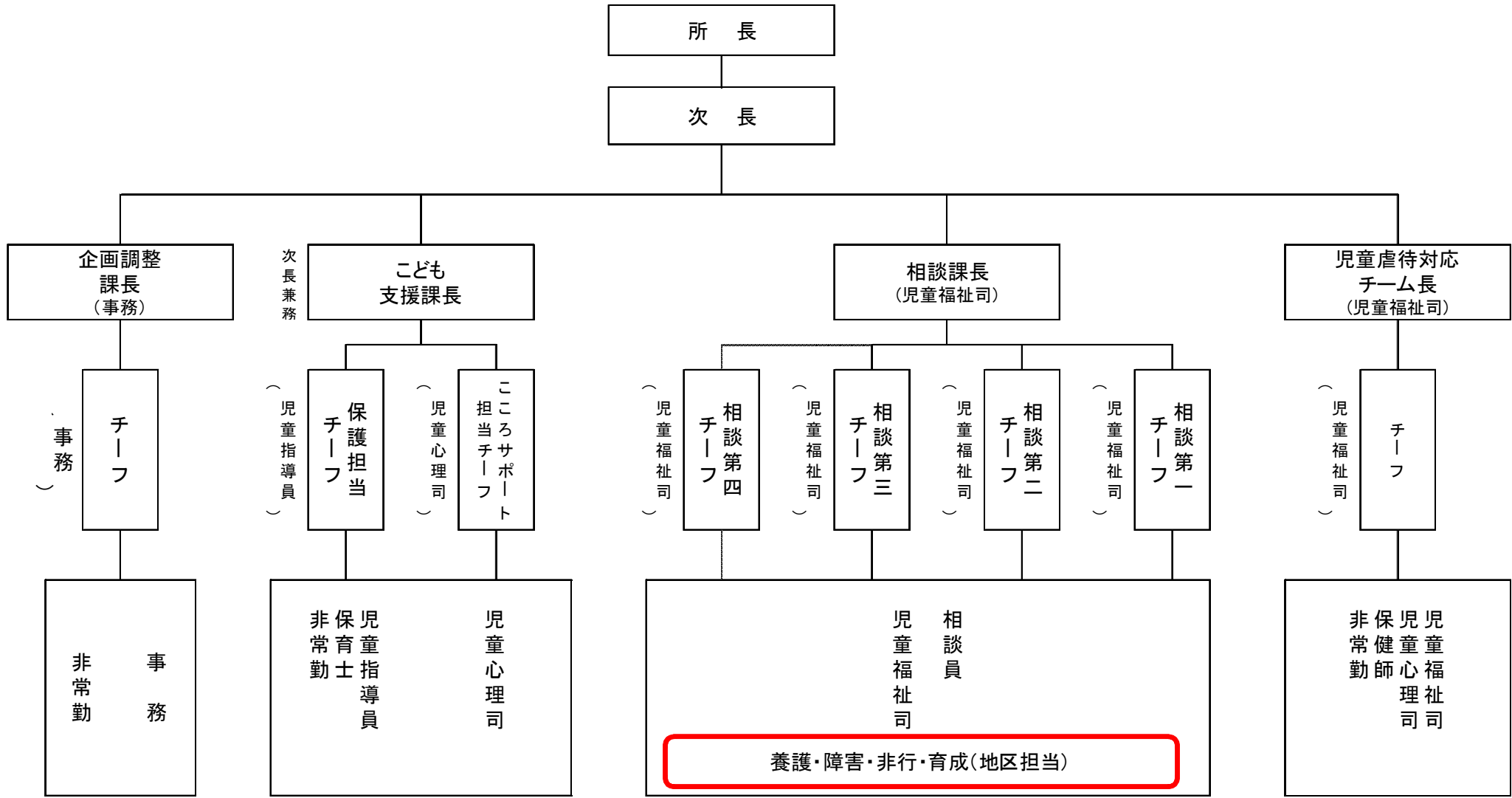
○地域の支援体制が整っていないために支援が十分でない在宅ケースについては、困難ケースを中心に、療育福祉センターと連携し、訪問支援などの直接支援が行われている。

中央児童相談所 組織機構図 (新体制 案)

案1



案2



療育福祉センターにおける主な障害相談の流れ

相談通園部 児相障害児部門

療育手帳・特児判定等の場合

特児手当
H23: 639件

療育手帳
H23: 新規148件、確認116件

判定依頼

審査・検査・判定

障害保健福祉課

市町村

認定

心理職: 心理判定
福祉司: 新規の
社会調査のみ

【新規】社会調査・心理判定・医学的判定
【確認】心理判定等
→ 判定会議(毎週水曜)
(センター長・事務局長・相談通園部)

障害保健福祉課

市町村

交付

言葉や発達の遅れ、発達障害等に関する相談の場合

発達障害の場合

市町村

親子教室等
早期療育

福祉保健所

受診

受診

障害受容が
難しいケース

医療部門

発達障害と
診断された場合

発達障害者
支援センター

診察まで
の支援

関係機関にフィードバック(決まった形はない)

市町村・保育所等

利用にかかる支給決定

心理職による支援

相談支援
療育支援
心理判定
等

リハによる支援

療育の他部門

・リハビリテーション部・看護部
・障害児通所支援(自閉症児・
難聴児・肢体不自由児)

通園等による支援
短期入所等の利用等

重症心身障害児等サービス調整会議
(H24.5設置、ケース会議は随時開催)

施設入所の場合

主として福祉司による支援
(心理判定を行う場合: 心理職)

市町村

・入所相談、施設紹介、手続き説明等
・連絡調整、状況調査
→ 判定会議や関係機関等とのケース会議等
→ 入所の支給決定、負担金決定事務等
→ アフターケア

契約 H23: 3件

措置 H23: 0件

【障害児入所施設】
福祉型: 旧知的障害児施設
医療型: 旧重症心身障害児施設

H24年3月31日現在
入所児童 契約26名 措置7名

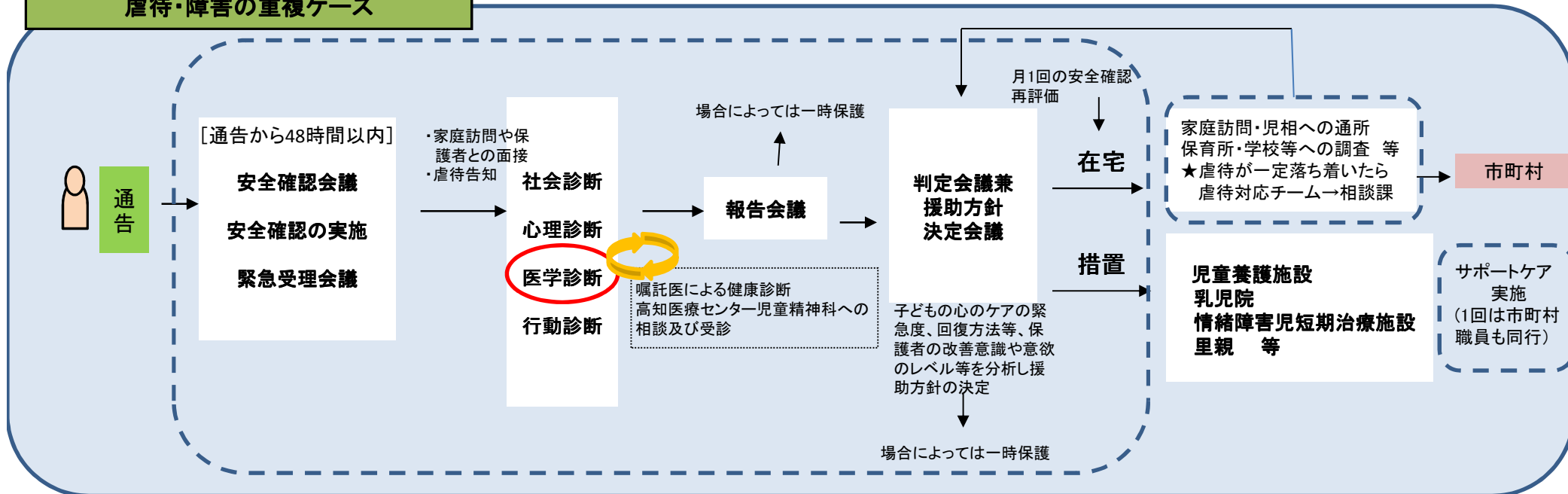
経過観察

児童相談所

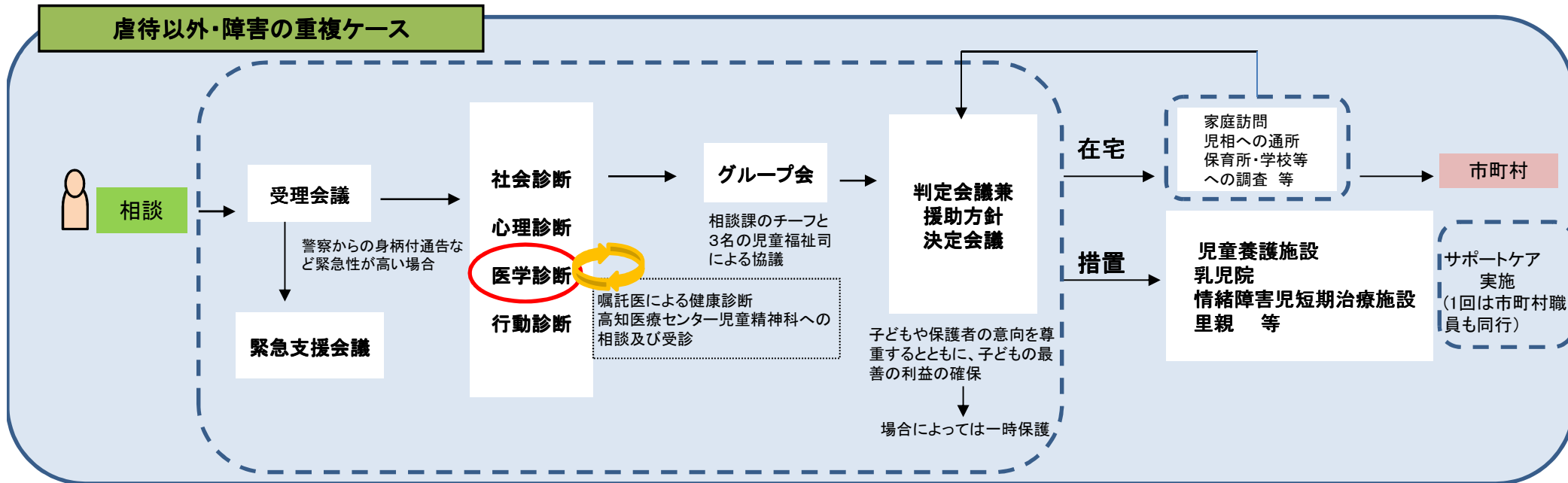
虐待等で措置になるケース
(年1、2件)

児童相談所における相談の流れ

虐待・障害の重複ケース



虐待以外・障害の重複ケース



参 考 资 料

- ・平成11年度再編時の療育福祉センターの考え方
- ・平成11年度以降の療育福祉センターと中央児童相談所の関係
- ・療育福祉センター 組織機構図(H24.4.1現在)
- ・障害相談の種類及び内容
- ・療育福祉センターの相談受付件数等
- ・中央児童相談所 組織機構図(H24.4.1現在)
- ・相談の種類及び内容
- ・中央児童相談所の相談受付件数
- ・障害児部門の現状と課題(中間報告書より)
- ・障害児部門統合後のあり方(中間報告書より)
- ・障害児部門統合のイメージ
- ・障害児部門統合後の相談件数の想定

平成11年度再編時の療育福祉センターの考え方

療育福祉センター

平成11年度に、障害児・者の総合的なニーズと今後の社会福祉の大きな変化に対応するために医療機能、相談・判定機能、施設機能を併せ持った拠点施設として整備された。

基本的考え方

- ①障害児・者とその家族が気軽に利用できるよう、医療中心ではなく、福祉・医療・教育が一体となった総合的な運営を行う。
- ②センターとして総合力を発揮するため、各職種が互いの専門性を大切にしながらも、障害児・者に関わる業務を細分化するのではなく、オーバーラップして相互協力することにより業務を行う。(チームケア)
- ③利用者の主体性及び選択性を尊重したサービス提供を行う。
- ④利用者に提供するサービスについて、目指している方向性や、手法、評価の方法などをあらかじめ十分に説明する。
- ⑤提供するサービスの質について、常に点検を行い、利用者のニーズに合ったサービスが提供できるよう随時改善していく。
- ⑥障害児・者が地域で当たり前の生活ができるようにするというノーマライゼーションを推進する。(地域福祉の推進)
特に入所児童については、できるだけ家庭に近い生活環境を確保するとともに、定期的に総合評価を行い入所の必要性を検討する。
- ⑦県下の拠点施設として専門性向上のための研究を行い、市町村や障害児・者施設等を支援するとともに、障害福祉に携わる人材を幅広く育成する。
- ⑧障害児の地域療育を進めるため保健所との連携を強化する。

中央児童相談所の障害相談に係る業務を療育福祉センターで実施

療育福祉センター相談育成部の業務(H11年度)

児童相談所としての業務

- ①障害児施設への入所措置
- ②療育手帳及び重度加算の判定や特別児童扶養手当の認定診断
- ③障害児施設へ入所している児童の保護者負担金の認定
- ④在宅重症心身障害児(者)に対する訪問指導 など

知的障害者更生相談所としての業務

- ①18歳以上の知的障害者に関する、家庭その他からの相談に応じる。
- ②知的障害者施設への入所判定
- ③療育手帳や重度加算の判定

巡回相談

- ①保健所や市町村と調整し、巡回相談の計画を策定する。
- ②医師や理学療法士などとともに、巡回相談を行う。

身体障害者更生相談所としての業務

- ①身体障害者の更生相談に応じる。
- ②身体障害者手帳の申請相談及び診断書の交付
- ③身体障害者更生援護施設への入所判定
- ④更生医療給付、補装具交付の判定
- ⑤医療機関への受診が困難な身体障害者の巡回相談
- ⑥補装具適正化専門部会等の開催
- ⑦身体障害者の援護に係る市町村の指導、調整

平成11年度以降の療育福祉センターと中央児童相談所の関係

療育福祉センター

平成17年の発達障害者支援法の施行により、それまで制度の谷間にあった発達障害者のライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することとされた。

平成18年に発達障害者支援センターと自閉症児を対象とした児童デイサービスの業務を行う発達支援部が設置され、発達障害の早期発見、早期治療をはじめ、相談支援や専門的な人材育成、普及啓発などの取り組みが行われるようになる。

発達障害者支援の充実へ

中央児童相談所

平成12年の児童虐待の防止等に関する法律の施行を契機として、児童虐待防止対策の一層の充実と強化が求められるようになった。

平成16年の児童福祉法の改正により市町村が児童家庭相談に関する一義的な相談窓口として位置づけられた。

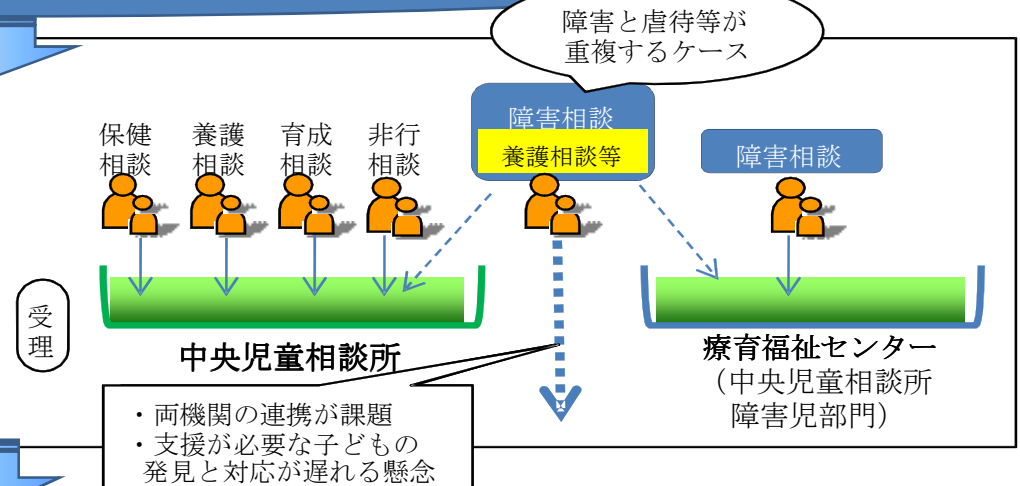
平成20年2月 南国市において児童虐待による死亡事件が発生

児童虐待防止の体制を強化して、子どもの安全と最善の利益を最優先した取り組みへ

児童虐待や養育困難、非行、不登校などの問題に発達障害や精神疾患などが複雑に関係するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化

新たな課題

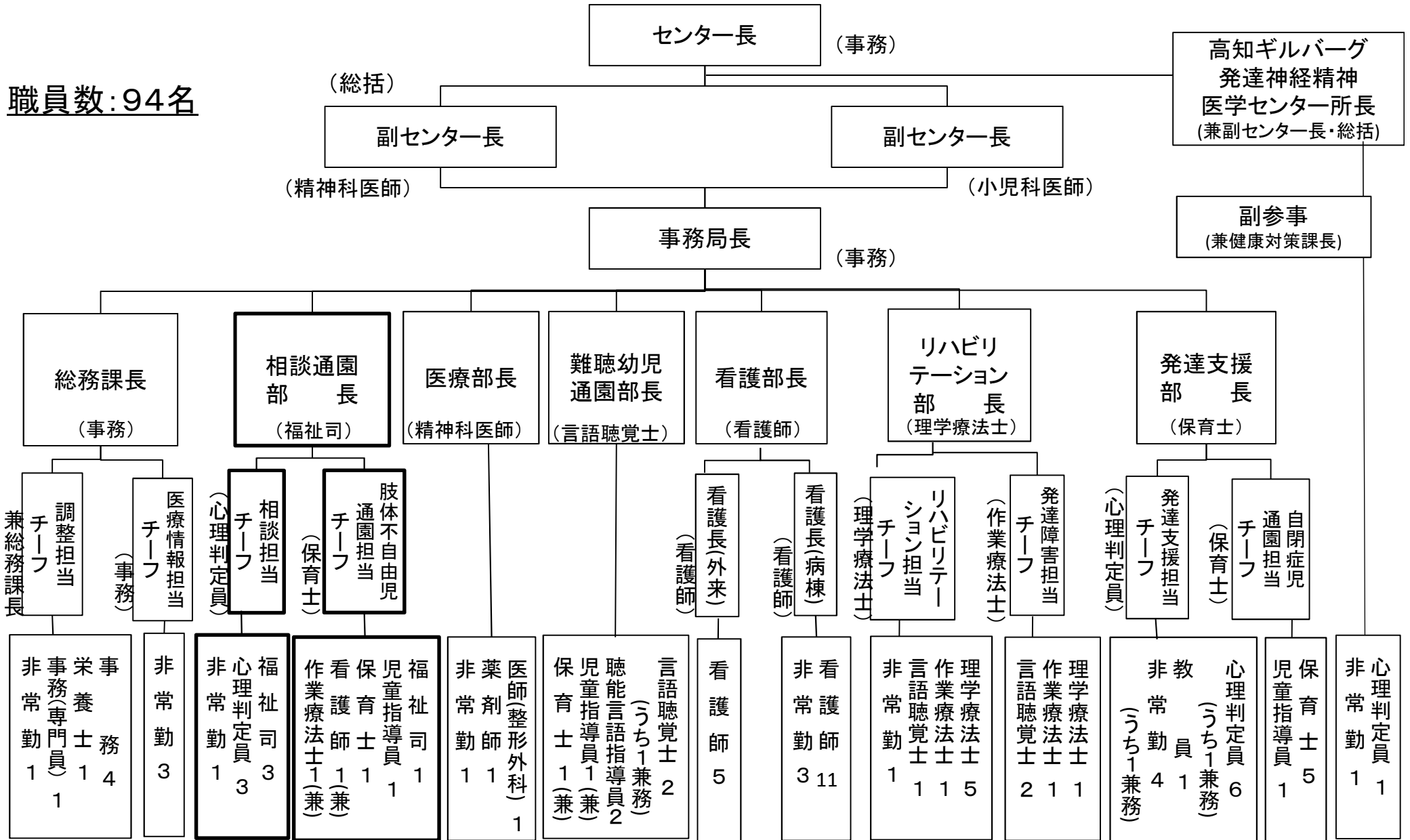
現在の組織体制では、日常的に職員同士のコミュニケーションが図りにくく、共通の目的意識を持つことが難しいため、両機関での情報共有や有機的な連携を図ることが十分にできない。



両機関の連携の強化が必要

療育福祉センター 組織機構図 (H24.4.1現在)

職員数: 94名



障害相談の種類及び内容

相 談 種 別		内 容
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する子ども等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。

療育福祉センターの相談受付件数等

【表1】

療育福祉センターの相談内容別受付件数の推移(療育福祉センター業務概要より)

	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計
12年度			1,319		25	2	1,346
13年度	1	1	931	1	11		945
14年度	7		951		18		976
15年度	9		851		31		891
16年度	2		876		25		903
17年度			1,007		9		1,016
18年度			894		40		934
19年度			1,120		65		1,185
20年度	1		1,029		93		1,123
21年度			1,115		67		1,182
22年度		4	1,094		116		1,214
23年度		2	1,289		121		1,412

「保健」相談の内訳

統合失調症の方の福祉制度利用に関する相談 2件

「障害」相談の内訳

肢体不自由 9件
 視聴覚障害 8件
 言語発達障害 162件
 重症心身障害 41件
 知的障害 821件
 自閉症 248件

「育成」相談の内訳

性格行動 108件
 適性 11件
 育児・しつけ 2件

【表2】療育福祉センターの中央児童相談所(障害児部門)での相談種別受付件数とその主な内容(平成23年度)

相談種別		23年度	主な内容
保	健 相 談	2	保健相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	9	施設利用相談
	視 聴 覚 障 害	8	施設利用相談
	言語発達障害等	162	発音やことばについての相談
	重症心身障害	41	施設利用相談
	知的障害	821	特別児童扶養手当認定、療育手帳、施設利用等に係る相談
	自閉症等	248	特別児童扶養手当認定、施設利用等に係る相談
育 成 相 談	性 格 行 動	108	落ち着きがないなどといった行動についての相談
	適 性 等	13	特別支援学級や特別支援学校への進路相談・育児相談
合計		1,412	

【表3】療育福祉センターの中央児童相談所(障害児部門)での経路別相談受付件数とその主な内容(平成23年度)

県及び市町村			児童福祉施設等	保健所及び医療機関		学校等		家族等	計
市福祉事務所	市町村	県(障害保健福祉課等)		県福祉保健所・市保健所	医療機関	学校	教育委員会等		
259(18%)	50(4%)	639(45%)	81(6%)	56(4%)	47(3%)	1(0%)	2(0%)	277(20%)	1,412

療育手帳関係がほとんど

療育手帳関係

特別児童扶養手当の審査に係るもの

施設利用中の児童に関する相談等

フォローアップ健診関係

児童に関する意見を求められることが多い

言葉などの発達に関する相談や性格行動についての相談が多い

【表4】

療育手帳の判定件数(年度推移)

年度		月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
23 年度	新規	9	6	16	13	15	14	15	9	13	9	13	16	148
	確認	5	5	13	7	10	10	15	19	6	5	13	8	116
合計		14	11	29	20	25	24	30	28	19	14	26	24	264
22 年度	新規	6	5	12	8	10	12	9	6	6	7	10	10	101
	確認	6	12	18	16	7	5	13	17	10	13	17	14	148
合計		12	17	30	24	17	17	22	23	16	20	27	24	249
21 年度	新規	7	5	6	6	10	12	17	15	19	9	10	17	133
	確認	7	8	9	22	5	11	23	15	12	11	12	21	156
合計		14	13	15	28	15	23	40	30	31	20	22	38	289
20 年度	新規	5	8	3	13	9	11	3	15	12	7	13	17	116
	確認	5	11	8	19	5	10	17	15	9	12	14	20	145
合計		10	19	11	32	14	21	20	30	21	19	27	37	261
19 年度	新規	7	5	10	11	7	5	11	6	11	3	12	7	95
	確認	9	6	19	14	9	7	10	32	8	14	14	15	157
合計		16	11	29	25	16	12	21	38	19	17	26	22	252

【表5】

研修会実績(平成23年度)

(療育福祉センター事業概要より)

・市町村職員研修会 関係制度等についての研修会(障害保健福祉圏域毎に1回:4ヶ所)	参加者計	68名
・講師による研修会 障害者虐待防止法における市町村の具体的役割	参加者計	36名

【表6】

保育所への巡回相談

・保育所への巡回相談(平成23年度) 延べ42件 (療育福祉センター事業概要より)

(参考)障害児保育の実施状況

	障害児保育 実施保育所数	障害児数	加配保育士数
保育所(高知市以外) ※1	107	243	231
保育所(高知市) ※2	66	170	142

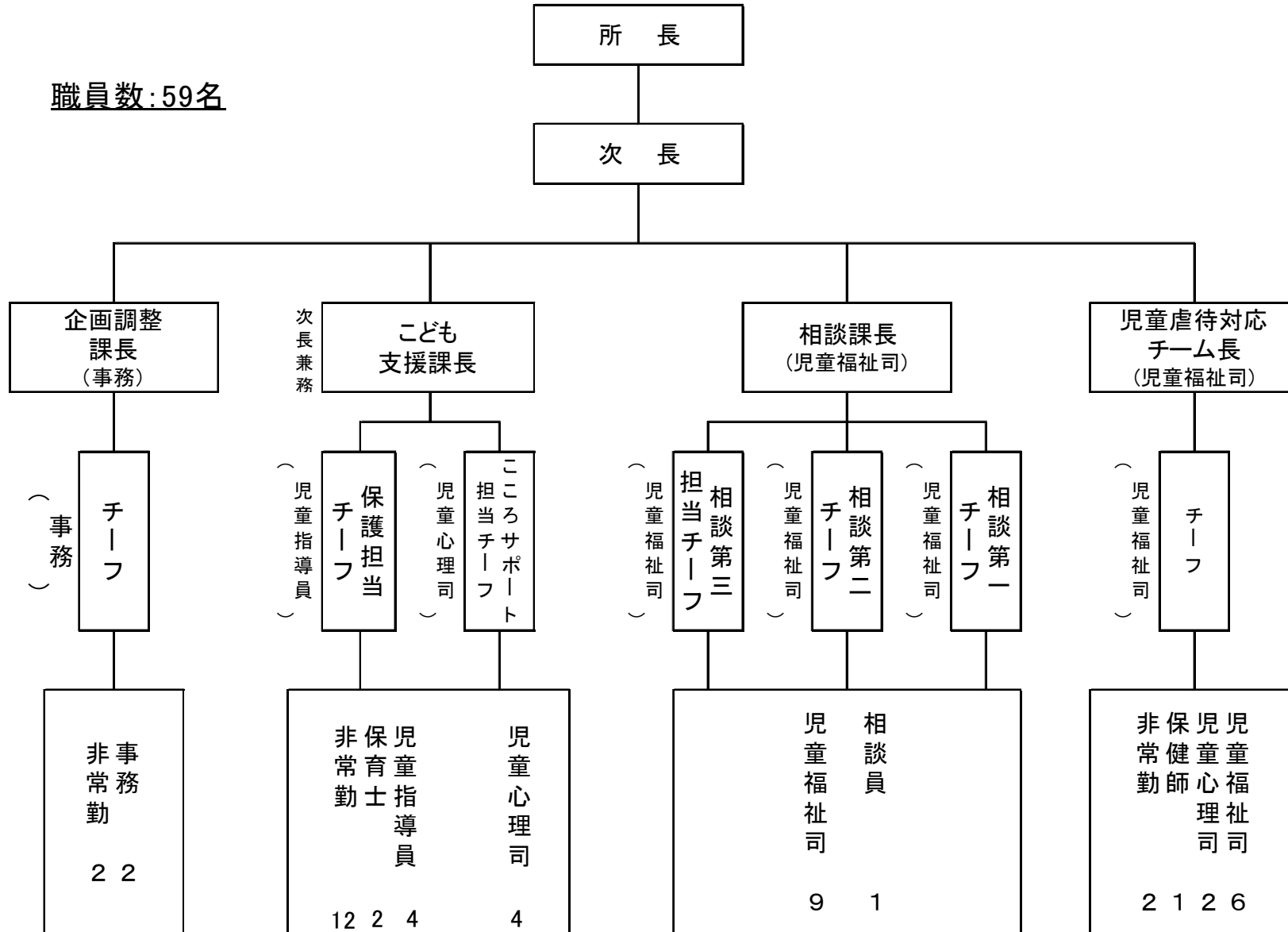
※1・・・平成22年度における障害児保育を実施した保育所数等(県教育委員会)

※2・・・平成23年4月における障害児保育を実施した保育所数等(高知市教育委員会)

中央児童相談所 組織機構図

(H24.4.1現在)

職員数:59名



相談の種類及び内容

相談種別		内容
養護相談	養護相談	養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子に関する相談。養子縁組に関する相談。
	児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。
育成相談	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談など。

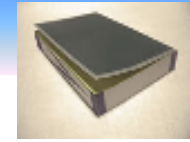
中央児童相談所の相談受付件数

中央児童相談所の相談内容別受付件数の推移(中央児童相談所業務概要より)

	養護		保健	障害	非行	育成	その他	合計
		うち虐待 通告件数						
10年度	241	-	2	1,215	170	179	17	1,824
11年度	245	-		88	138	161	31	663
12年度	230	94	1	50	130	172	35	618
13年度	358	142		25	150	236	35	804
14年度	384	108		18	180	238	24	844
15年度	430	106	2	17	237	242	32	960
16年度	544	193	4	22	224	204	21	1,019
17年度	527	223		4	211	131	12	885
18年度	605	204	2	10	199	150	33	999
19年度	605	251	1	3	196	116	19	940
20年度	661	273		4	166	146	26	1,003
21年度	592	256		6	180	132	4	914
22年度	587	287		4	189	134	7	921
23年度	516	265			213	102	3	834

※10年度及び11年度は、虐待通告件数の統計をとっていない。

障害児部門の現状と課題(中間報告書より)



障害相談への対応

- 療育福祉センターでは、外来診療やリハビリテーション、発達支援部など、それぞれの部門ごとの対応が中心となっており、療育福祉センター内での情報共有が十分に図られておらず、保護者等が必要とする情報が十分に提供できていない。
- 障害児部門では、判定業務が中心となっているため、必要に応じてケース会議が行われており、児童相談所運営指針に定められている受理会議、援助方針会議等の各会議の位置づけが明確にされていない。

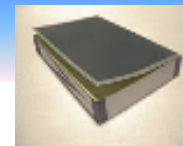
市町村等への支援

- 市町村職員を対象とした研修は実施しているが、関連制度や相談援助活動に関してそれぞれ年1回の実施となっている。
- 「地域自立支援協議会」や「要保護児童対策地域協議会」への参加が少ない。
- 保育所への支援として、巡回相談を実施しているが、1ヶ所あたり年1回程度となっている。

保護者への支援

- 医師の診察前に発達検査を行った場合は、その結果に基づく助言等を行っているが、診断後の障害受容に対する支援や福祉サービス、医療の情報の提供など、療育福祉センター全体で保護者を支えていくということが十分できていない。
- 障害のある子どもの親の会や保護者グループの活動の支援については、「言語障害児を持つ親の会」と共催で唇裂・口蓋裂の療育相談会を実施するのみとなっている。

障害児部門統合後のあり方(中間報告書より)



市町村等への支援

- 障害相談は、地域の相談支援体制が整備されておらず、障害のある子とその家族への支援が十分でない市町村については、困難事例を中心にアウトリーチ(訪問支援)を含めた直接指導を担いながら、より身近な地域で相談支援が受けられるよう、市町村等への支援を行う。
- 市町村等から障害児部門への研修生の受け入れや、市町村職員等を対象に保護者支援等に関する実践的な研修を行い、支援技術を向上させるとともに、障害児部門の職員は、障害児施設など直接支援の現場で実習を行い、現場のニーズを把握する。
- 「地域自立支援協議会」や「要保護児童対策地域協議会」に参加し、地域の実情を把握し、市町村を中心とした相談支援機関のネットワークの構築や社会資源の開発を支援する。
- 障害児部門の機能を関係機関が積極的に活用できるよう、市町村や保健所、相談支援事業所などに対して、障害児部門が、広域・専門的な支援や障害のある子どもとその家族への直接支援に関して、どのような立場で、どの部分まで支援を担うのか、周知を行う。

保護者への支援

- 保護者の気持ちに寄り添い、子育てに対する不安を軽減し、できるだけ早く障害の受容ができるよう支援を行い、早期療育につなげていく。
- 療育福祉センターで障害の診断を行う場合は、障害受容の支援や早期療育へのつなぎなど、診断後のフォローが確実に行えるようにする。
- 他の医療機関で診断を受けた場合にも、市町村等において、保護者への支援が確実に行えるよう、障害児部門と市町村の母子保健担当の保健師等との連携を強化するとともに、必要な研修を行う。
- 障害のある子どもやその保護者が、必要な相談や福祉サービスを利用できるよう、保護者等が必要な情報を積極的に発信していく。
- 保護者が孤立せず、互いに不安や悩みを軽減できるよう、障害のある子どもの親の会やグループを育成し、その活動を支援する。

両機関の連携

- 児童虐待と発達障害が密接に関係しているケースなどに的確に対応するために、中央児童相談所と、医学的診断や治療、障害福祉サービス事業所などの機能を有する療育福祉センターが連携して対応を行う。

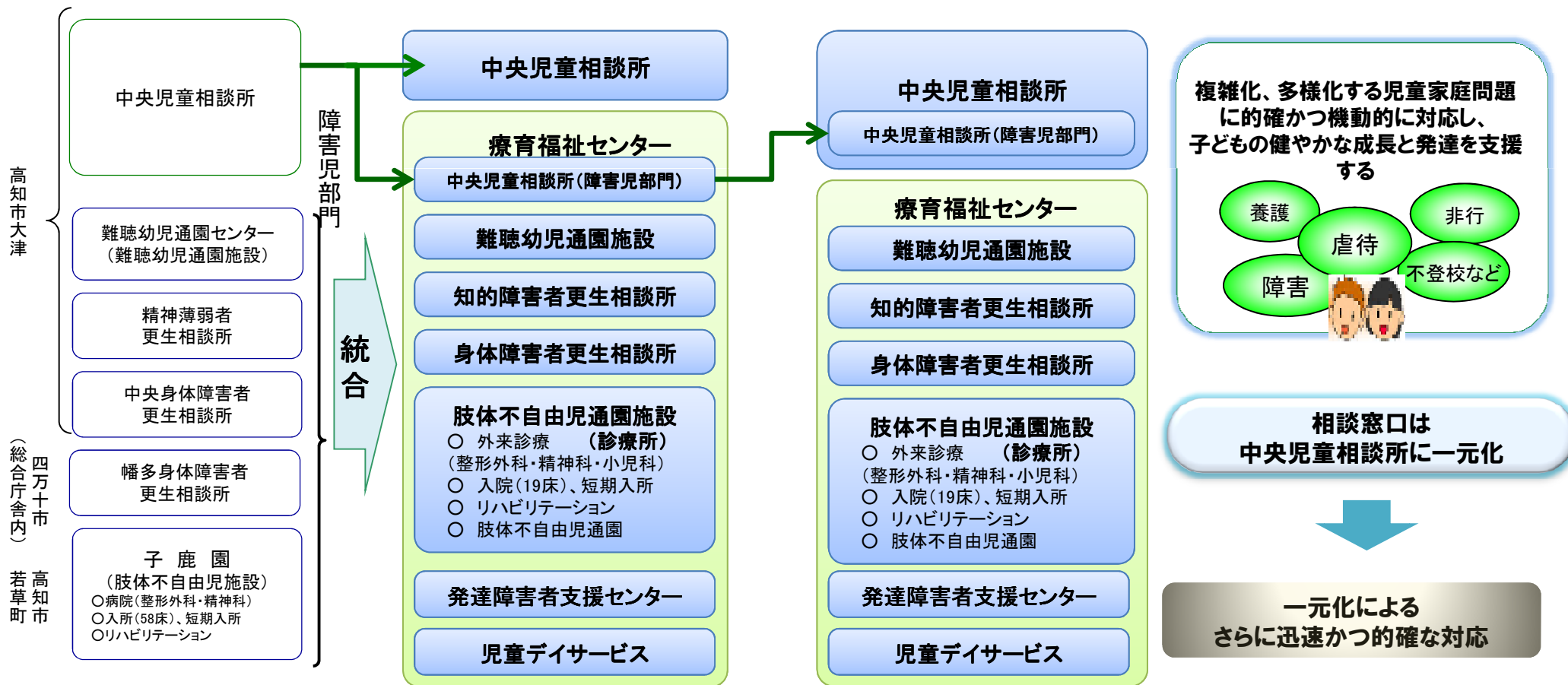
障害児部門統合のイメージ

相談機能の再編(H11)と現在の状況

障害のある子どもとその家族の相談に応じ、早期療育の支援を行うとともに、障害のある人に対する総合的な相談、及び専門的支援のため、各機関を統合し、相談・判定・医療・施設機能を併せ持った総合的な施設として、療育福祉センターを設置

相談窓口は中央児童相談所に一元化

中央児童相談所は、障害の有無に関係なく、子どもの問題に対して、『総合的な相談援助活動を行う専門の機関』として、療育福祉センターは、『障害のある子どもの発達を支援する専門療育機関』として、両機関の役割を明確化。



障害児部門統合後の相談件数の想定

		相談種別	H19	H20	H21	H22	H23			相談種別	H19	H20	H21	H22	H23
中央児童相談所	養護相談	養護相談	605	661	592	587	516			養護相談		1			
		うち虐待通告件数	251	273	256	287	265								
	保健相談	保健相談	1							保健相談				4	2
		障害相談													
	障害相談	肢体不自由								肢体不自由	23	16	32	6	9
		視聴覚障害								視聴覚障害	3	10	4	17	8
		言語発達障害等				1				言語発達障害等	242	151	142	163	162
		重症心身障害								重症心身障害	30	19	24	29	41
		知的障害			2	3				知的障害	788	832	910	731	821
		自閉症等	3	4	4					自閉症等	34	1	3	148	248
		小計	3	4	6	4	0			小計	1,120	1,029	1,115	1,094	1,289
	非行相談	＜犯行為等	73	89	86	95	95			＜犯行為等					
		触法行為等	123	77	94	94	118			触法行為等					
		小計	196	166	180	189	213			小計	0	0	0	0	0
	育成相談	性格行動	82	95	105	111	89			性格行動	45	76	50	82	108
		不登校	32	45	25	22	12			不登校					
		適性	2	1	2	1	1			適性	20	15	17	32	11
		育児・しつけ		5						育児・しつけ		2		2	2
		小計	116	146	132	134	102			小計	65	93	67	116	121
その他	19	26	4	7	3			その他							
計	940	1,003	914	921	834			計	1,185	1,123	1,182	1,214	1,412		

障害児部門を統合した後の
中央児童相談所の相談件数

2,246件